

議案第百六号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用及び法第十九条第十一号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条第二号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第四号から第六号までを削る。

第三条の見出し中「実施機関等」を「実施機関」に改め、同条第一項を次のように改める。  
実施機関は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。

第三条第三項及び第四項を削る。

第四条及び第五条を削る。

第二章及び第三章を削る。

「第四章 個人番号の利用範囲並びに特定個人情報利用及び提供」を削る。

第十一条の二を第四条とする。

第十二条から第十五条までを削り、第十五条の二を第五条とする。

第五章から第七章までを削る。

第八章の章名及び第二十七条から第三十二条までを削り、第三十三条を第六条とする。

別表第一中「第十一条の二関係」を「第四条関係」に改め、同表の六の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加え、同表の八の項の次に次のように加える。

|           |  |
|-----------|--|
| 八の二<br>区長 | 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第六十号。以下「事務処理特例条例」という。）第二条の表三十の項に定める心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務であって区規則で定めるもの |
|-----------|--|

別表第一の九の項の次に次のように加える。

|           |  |
|-----------|--|
| 九の二<br>区長 | 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に準じて行うと区長が認める給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて区規則で定めるもの |
| 九の三<br>区長 | 予防接種法に基づき行う定期の予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて区規則で定めるもの                            |
| 九の四<br>区長 | 予防接種法に準じて行うと区長が認める任意予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて区規則で定めるもの                      |

別表第二中「第十一条の二関係」を「第四条関係」に改め、同表の一の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表の八の項の次に次のように加える。

|           |                                       |  |
|-----------|---------------------------------------|--|
| 八の二<br>区長 | 事務処理特例条例第二条の表三十の項に定める心身障害者の医療費の助成に関する | 地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、障害者の日常 |
|-----------|---------------------------------------|--|



表の十九の項中「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削り、同表の四十三の項中「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号。以下「事務処理特例条例」という。）」を「事務処理特例条例」に改める。

別表第三中「第十五条の二関係」を「第五条関係」に改める。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第三項又は第十一条第三項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第二条第三号に掲げる特定個人情報（以下「旧特定個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第一号に掲げる実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧特定個人情報の取扱いに従事していた者

二 この条例の施行の際現に旧条例第十条に規定する受託者である者又はこの条例の施行前

において当該受託者であった者

三 この条例の施行前において旧実施機関から旧特定個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

四 この条例の施行の際現に区の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下この項において同じ。）である者又はこの条例の施行前において区の公の施設の管理を行う指定管理者であった者

五 この条例の施行前において区の公の施設の管理を行う指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

3 この条例の施行前に旧条例第十七条第一項若しくは第二項、第十九条又は第二十条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示等については、なお従前の例による。

（説明）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正に伴い特定個人情報の保護に関する規定を削るほか、区における個人番号を利用することができず事務を追加するため、本案を提出いたします。